

学長各位に訴えます。

文科省の陰に隠れるのではなく、国民と国会に対してみずから直接、意見表明をして下さい。

国立大学独法化阻止全国ネットワーク事務局長 豊島耕一 2002.11.13

国大協は国立大学の学長のサークルであり、何かの権限を法律によって与えられた存在ではありません。しかし各大学のトップの集まりとして、その言動には大きな影響力があり、したがって責任が伴います。国大協がもし大学の存立原理である学問の自由や大学の自治を損なうような政策を手助けしたり、あるいは、それを知りながら警告を発するのを止めたりすれば、歴史に汚点を残すことになるでしょう。どうか、この「大学社会にとっての一大事」と言うべき事態に際して、将来に禍根を残さない慎重な行動を取っていただくようお願いします。

1. 現在の国立大学は「文部大臣の広範な指揮監督権の下に」とあるというのは本当か？

文部大臣が2年前に「調査検討会議」の発足を表明した際、「現状では国立大学が文部大臣の広範な指揮監督権の下に置かれる」と発言し、これによって多くの人が「法人化は必要」と信じたようです。しかし、憲法学者の見解によれば、戦後の文部省は、「戦前の文部省のような指揮監督機関ではなく、あくまでも教育条件整備を主要な任務とする指導助言機関として発足した」とされ、上のような見解は誤りであることが明らかにされています（別紙参照*）。すなわち、大学が独立性をなかなか発揮できない主な原因は、法制度にあるのではなく、むしろ法令に反して大学を不当に支配している文部科学省自体、そしてこれを容認している大学の姿勢自体に責任があるのではないのでしょうか。

このような、文部大臣が故意に持ち込んだ国立大学の地位に関する誤った見解が、「法人格の必要性」への議論につながりました。しかし最近の大学「統合」をめぐる動きは、現行の「国立大学」が相当の「人格性」を持っていることを明らかにしています。だれからの命令を

受けるでもなく、隣の大学どうして互いに「統合協定」を結び、すでに「調印」までしている大学がいくつも存在するではありませんか。

独立行政法人化された大学は、組織の「目標」や「計画」の許認可を中央官庁に仰ぐことになりませんが、一体そのような団体がこのような協定を独自に結ぶことができるのでしょうか？そもそも組織運営の根本とも言える目標（いわゆる中期目標）を大臣に決めてもらうような団体に「法人格」があるなどどうして言えるのでしょうか。

2. 「私立と比べてこれほどの税金を国立大学につぎ込むことが許されない」は論理的な命題か

国がどれだけの大学を維持し、どれだけの資金を投入するかは、国民が、すなわち国会が決めることであり、何か別の「原理」によって決まるものではありません。つまり民主主義の原則が適用される事項そのものであり、そして現に「国立学校設置法」の制定と予算の国会審議によってそれが実行されているのです。もし上のようなレトリックに引け目を感じる学長がおられるとすれば、それは国立大学の存在意義を国民に、国会に説明する自信がないということでしょうか？そして何かの術作を使わないと「潰されて」しまうとお考えなのでしょうか？決してそのようなことはなく、自信を持っておられることと信じます。それでも国民の総意がこれを十分に認めないのであれば、それは甘んじて受けるべきでしょう。

しかし、諸外国と比較してもわが国の国家予算における高等教育への支出の割合はむしろ少なく、これをさらに引き下げることは世界の常識にも反することになるでしょう。ましてや大学をすべて「民営化」、すなわち私学化してしまうなどということは、わが国を極めて珍し